資料１

アレルギー疾患医療連絡会議資料

長野県におけるアレルギー疾患対策の取組み

令和７年1月30日
長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課

第８次長野県保健医療計画(第３期信州保健医療総合計画)の概要

目指すべき方向

アレルギー疾患患者及びその家族が、住む場所に関わらず、必要な医療を受け、安心して暮らすことができる。

施策の展開

(１)アレルギー疾患に関する正しい知識の普及

(２)アレルゲンに関する生活環境の改善

(３)アレルギー疾患医療提供体制の整備

(４)アレルギー疾患患者と関わる者への知識の普及と連携体制の整備

計画期間

令和６年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）　（６年間）

第８次長野県保健医療計画(第３期信州保健医療総合計画)の取組状況

(１)アレルギー疾患に関する正しい知識の普及

施策の展開	取組内容
○県民に向けたアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発	・信州アレルギー市民フォーラム(市民公開講座)の共催 ・赤ちゃんの湿疹対策冊子の作成・配布(大塚製薬) ・アレルギーポータルの周知 【保健・疾病対策課】 ・薬局のかかりつけ機能を活かした患者(県民)へのアレルギーに関する正しい知識の普及、受診勧奨 【県薬剤師会(薬事管理課)】

赤ちゃんの湿疹対策冊子の配布

監修：県立こども病院
小児アレルギーセンター
伊藤　靖典先生

信州アレルギー市民フォーラム(年１回)

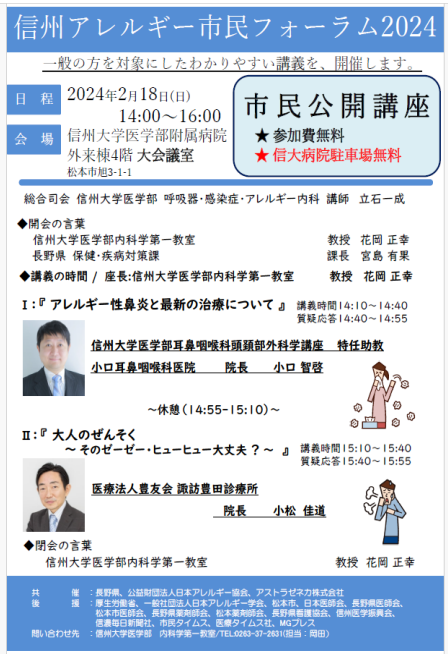

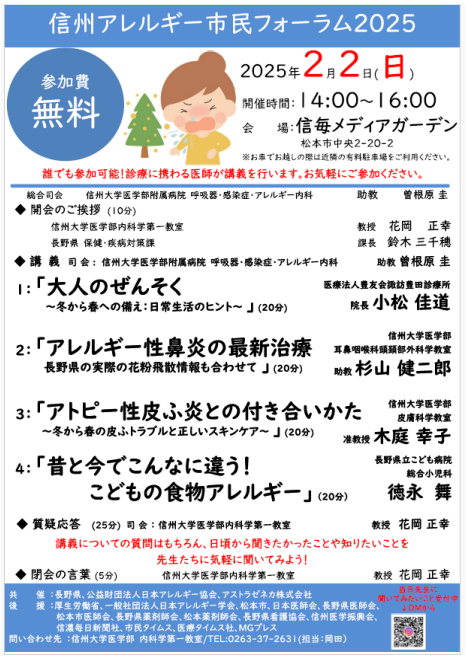

第８次長野県保健医療計画(第３期信州保健医療総合計画)の取組状況

(２)アレルゲンに関する生活環境の改善

施策の展開	取組内容
○大気測定を実施し、大気環境中における大気汚染物質の濃度の実態及び経年変化傾向を把握	・有害大気汚染物質監視事業 【水大気環境課】
○花粉の飛散量削減	・林業種苗生産拡大対策事業 (うちエリートツリー等種子安定供給事業) ・信州の森林づくり事業(うち、林相転換特別対策) 【森林づくり推進課】
○受動喫煙防止	・たばこ対策推進事業 【健康増進課】
○長野県食品生活衛生監視指導計画を策定し、アレルギー物質等に関する適正表示の確認	・食品衛生監視指導事業 ・食品衛生リスクコミュニケーション事業 【食品・生活衛生課】

改正健康増進法に関する啓発チラシ

林野庁HP：花粉発生源対策の概要

第８次長野県保健医療計画(第３期信州保健医療総合計画)の取組状況

(３)アレルギー疾患医療提供体制の整備

施策の展開	取組内容
○ホームページ等により、アレルギー専門医及び専門医のいる医療機関について情報提供	・医療情報ネット(厚生労働省)
○拠点病院とかかりつけ医等との連携推進	・アレルギー疾患医療拠点病院の指定(R3年4月１日指定) 長野県立こども病院、信州大学医学部附属病院 【保健・疾病対策課】
○県や関係団体は、拠点病院と連携し、県内の医療従事者へアレルギー疾患に関する情報提供や研修の実施	・長野県アレルギーセミナーの共催(大塚製薬と共催) ・他団体主催の研修会の後援や周知に協力 【保健・疾病対策課】

＜関係団体等の取組について＞

団体名	内容
長野県栄養士会	令和6年度生涯教育研修会 「食物アレルギーの食事と管理」 講師：長野県立こども病院　小児アレルギーセンター長 伊藤靖典　先生
長野県歯科医師会	来年度、アレルギーに関する研修会(会員向け)の開催を検討中。
長野県薬剤師会	他団体主催の研修会を会員へ周知
長野県看護協会 (構成員の所属：長野赤十字病院)	院内のアレルギー科関連病棟において、有資格者(アレルギー疾患療養指導士)の勉強会を開催

第８次長野県保健医療計画(第３期信州保健医療総合計画)の取組状況

(4)アレルギー疾患患者と関わる者への知識の普及と連携体制の整備

施策の展開	取組内容
○市町村、保育所、学校、その他施設の職員、保健師等に対し、研修等を通じた知識の普及啓発	・長野県アレルギーセミナーの共催(大塚製薬と共催) ・NPO法人アレルギーを考える母の会主催の研修会(厚生労働省等が後援)を関係機関に周知 【保健・疾病対策課】 ・学校における食物アレルギー対応の手引きの作成・配布(H27年2月) ・養護教諭・栄養教諭資質向上支援 ・文部科学省補助事業 ・学校給食等における事故発生の掌握 【保健厚生課】 ・保育士等キャリアアップ研修会 【こども・家庭課】
○学校、医療機関と連携し、学校管理指導表等を用いたアレルギー疾患管理の充実を推進、教職員が相談できる体制整備	・健康相談支援体制整備事業 【保健厚生課】
○地域のアレルギー医療の現状や関係者の取組等を把握し、必要な対策について検討	・「長野県アレルギー疾患医療連絡会議」の開催 【保健・疾病対策課】
○平時から避難所におけるアレルギー疾患患者への対応の検討・実施	・自助を促すため、母子保健推進センターだよりや県ホームページを活用し災害時の備えについて周知 【保健・疾病対策課】 ・災害対応用物資の備蓄 【防災課】
○拠点病院や関連学会等と連携し、災害時の悩みや不安を解消する仕組みについて検討	・大規模災害発災時に開設される小児アレルギー学会の相談窓口の周知方法について検討中 【保健・疾病対策課】

第８次長野県保健医療計画(第３期信州保健医療総合計画)の取組状況

(4)アレルギー疾患患者と関わる者への知識の普及と連携体制の整備

医療従事者向け『長野県アレルギーセミナー』の開催

＜開催状況＞ ※R5年度は、小児アトピー性皮膚炎セミナーという名称で開催

開催日	内容	対象
R6.1.25 (R5年度)	・バリア機能異常と正しいスキンケア指導について ・小児アトピー性皮膚炎の診断と治療について	医療従事者 (市町村に従事する保健師・管理栄養士等も含む)
R7.2.7 (R6年度)	・最新のアトピー性皮膚炎治療について ・食物アレルギーの基礎知識と対応について	

＜R5年度参加状況＞

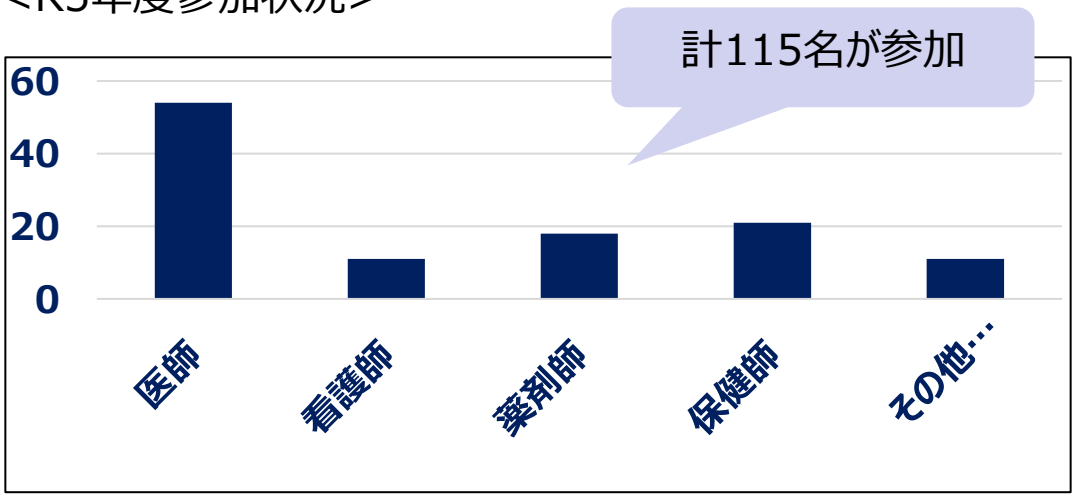

第８次長野県保健医療計画(第３期信州保健医療総合計画)の取組状況

(4)アレルギー疾患患者と関わる者への知識の普及と連携体制の整備

災害時におけるアレルギー疾患対策について

・R6.2月「母子保健推進センター」だよりにて、患者自身がアレルギーに関する情報を整理し、災害時に周囲に伝えるためのツールとして“そなえるブック”について紹介。

・今年度も同様に周知予定

情報提供　災害時におけるアレルギー疾患対策について　(保健・疾病対策課 がん・疾病対策係からのお知らせ)

能登地域の災害があったこの時期に、今一度、アレルギー疾患を持つ方への配慮についてご検討ください。

○過去の災害時に実際に起こったトラブル

食物アレルギー	・支給された食事が食物アレルギーのため食べられなかった。 ・食物アレルギーの症状が出たが、すぐに病院や医師の診察を受けることができず危険な状態になった。
ぜんそく	・避難所に避難してきたペットが原因でぜんそくの症状が出た。
アトピー性皮膚炎	・水が使えず洗浄できないため、アトピー性皮膚炎が悪化した。 ・避難所ではプライバシーがなく、塗り薬を塗ることに苦労した。

○「そなえるブック」について(アレルギーポータル (https://allergyportal.jp/) からダウンロード可)

「そなえるブック」とは、食物アレルギー及びぜんそくについて、備えておきたいことを書き留めるポケットサイズのツールです。
患者自身のアレルギーに関する情報を整理しておくことで、災害などの緊急時にとるべき対応や、周囲の人に伝えるべきことを明確にできる有効な手段の一つです。必要に応じてご活用ください。
アレルギーポータルにはアレルギーに関わる様々な情報が集約されていますのでご覧ください。

2月20日はアレルギーの日、
2月17日～23日はアレルギー週間

日本アレルギー協会はIgE抗体の発見が発表された2月20日を『アレルギーの日』、その前後1週間を『アレルギー週間』と制定しています。

そなえるブックは、
・気管支ぜん息
・食物アレルギー　の２種類あり。

出典：アレルギーポータル(一般社団法人日本アレルギー学会)

第８次長野県保健医療計画(第３期信州保健医療総合計画)の評価

今年度、全ての項目において目標を達成

区分	項目		最新値 (令和6年度)	目標	備考
S	拠点病院数		2病院	2病院	保健・疾病対策課調べ
P	研修会の実施数	保育士等向け	2回 ※同じ内容の研修会を2回開催	1回	保健・疾病対策課調べ
		学校関係者向け	14回	9回	保健・疾病対策課調べ
P	アレルギー疾患医療連絡会議の開催		1回	1回	保健・疾病対策課調べ

※「区分」欄
S（ストラクチャー指標）：医療サービスを提供する物的・人的資源及び組織体制等を図る指標
P（プロセス評価）：実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を図る指標

資料２

食物アレルギー表示対策に関する取組

健康福祉部　食品・生活衛生課

アレルギー表示について

○食物アレルギーとは、食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等（アレルゲン）を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで不利益な症状を起こすことをいいます。

○健康危害の発生を防止する観点から、概ね3年毎に実施している全国のアレルギーを専門とする医師を対象として実施している全国実態調査における症例数や重篤度を踏まえ、特定原材料を定めています。容器包装された加工食品について、当該特定原材料を含む旨の表示を義務付けています。

【主な食物アレルギーの症状】
軽い症状：かゆみ、じんましん、唇や瞼の腫れ、嘔吐、喘鳴
重篤な症状：意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

【食物アレルギーの実態】 即時型症例の原因食物の内訳

出典：令和3年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書
「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」より作成

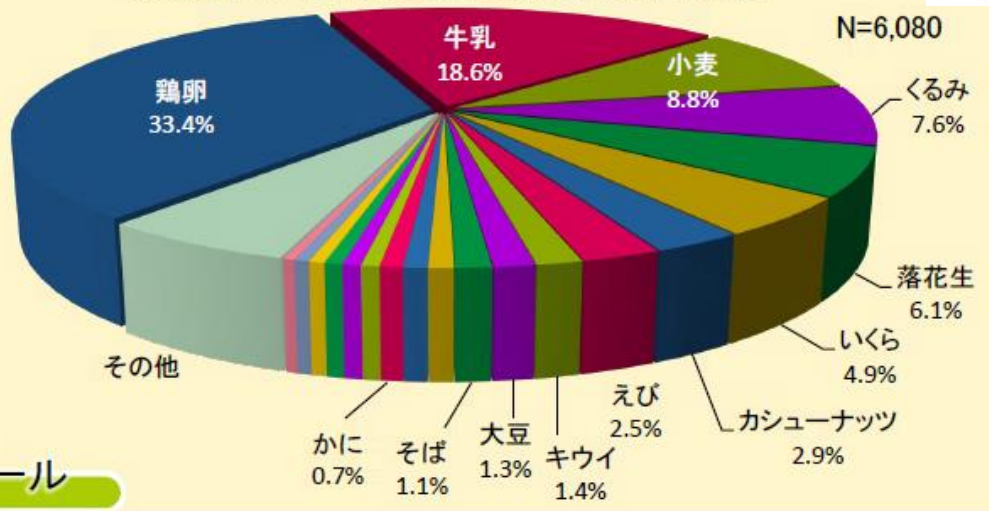

特定原材料等

根拠規定	特定原材料等の名称	理　由	表示の義務
食品表示基準（特定原材料）	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。	義務
消費者庁次長通知（特定原材料に準ずるもの）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。 特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。	推奨（任意）

主なルール

【代替表記】
特定原材料等と具体的な表示方法が異なるが、特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものにあっては、その表示をもって特定原材料等の表示に代えることができます。例えば、「卵」であれば、「玉子」や「たまご」の表示をもって、「卵を含む」の表示を省略することができます。

【コンタミネーション】
原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造等する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することがあります。他の製品の特定原材料等が製造ライン上で混入しないよう十分に洗浄するなどの対策の実施を徹底することが原則ですが、これらの対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合については、注意喚起表示を推奨しています。
例：「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を生産しています。」

【可能性表示の禁止】
「入っているかもしれない」といった可能性表示は認められていません。

表示例

【個別表示する場合】（アレルギー表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。）

原材料名：じゃがいも、にんじん、ハム（卵・豚肉を含む）、マヨネーズ（卵・大豆を含む）、たんぱく加水分解物（牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）／調味料（アミノ酸等）

【一括表示する場合】

原材料名：じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物／調味料（アミノ酸等）、（一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）

食物アレルギーの表示に関する変遷

平成13 年3月	アレルギー物質を含む食品の表示制度を創設 〇食品衛生法に基づく厚生労働省令を改正 （平成13年3月15日公布、同年4月1日施行(14年3月31日まで経過措置） ・特定原材料(義務） 5品目（乳、卵、小麦、そば、落花生） 〇特定原材料に準ずるもの(推奨） 19 品目を通知で規定
平成16 年12月	特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加 《義務5品目·推奨20品目》
平成20 年6月	特定原材料に準ずるものであった「えび」、「かに」を義務表示である特定原材料に移行 《義務7品目·推奨18品目》
平成21年9月	消費者庁設置
平成25年9月	特定原材料に準ずるものに「カシューナッツ」、「ゴマ」を追加 《義務7品目·推奨20品目》
平成27年4月	食品表示法施行
令和元年9月	特定原材料に準ずるものに「アーモンド」を追加 《義務7品目·推奨21品目》
令和5年3月	**特定原材料に「くるみ」を追加 《義務8品目·推奨20品目》** ※経過措置期間：2025年（令和7年）3月31日まで

令和６年

特定原材料に準ずるものに「マカダミアナッツ」を追加
特定原材料に準ずるものより「まつたけ」を削除
≪義務８品目・推奨20品目≫

令和７年（予定）

特定原材料に「カシューナッツ」を追加
特定原材料に準ずるものに「ピスタチオ」を追加
≪義務９品目・推奨20品目≫

外食・中食における食物アレルギーに関する取組

- 飲食店等の外食・中食におけるアレルギー表示は義務ではない
- アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）をもとに策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日策定）」が令和３年度に一部改正され、以下、赤字箇所が追記されました。

「外食・中食における食物アレルギー表示については、それらを利用する消費者の需要や誤食事故等の実態に基づき、関係業界と連携し、実行可能性にも配慮しながら、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する」

この指針に基づき、事業者に食物アレルギーの危険性や食物アレルギーに関する情報提供の重要性を伝えるとともに、提供するうえでの注意点等を伝えている。

食物アレルギー表示対策に関する長野県の取組

令和６年度長野県食品衛生監視指導計画の概要

この計画に基づき食品衛生に関する監視・指導を行い、食品の安全性を確保します。
本計画の結果について、令和７年(2025年)６月末までに公表します。
また、計画の進捗状況について３か月ごとに公表します。

対象　　：県下全域（長野市・松本市は別に計画策定）
実施期間：令和６年（2024年）４月１日から令和７年（2025年）３月31日【１年間】
根拠法令：食品衛生法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品表示法、食品衛生法施行条例、長野県食品安全・安心条例　等
基本方針：①監視指導を実施します　②衛生管理を支援します　③県民と共に進めます

監視指導を実施します

【監視指導の実施体制】
- 食品事業所に対する立入検査：保健福祉事務所（保健所）等（食品衛生監視員）
- 食品等の検査：保健福祉事務所及び環境保全研究所
- と畜検査：食肉衛生検査所（と畜検査員）

➢　厚生労働省や都道府県（広域連携協議会）及び庁内関係部局（長野県食品安全対策連絡会議）とも連携して実施します。

【監視指導の実施】
- 食品衛生監視員による立入検査計画件数　7,513件
（内訳：飲食店営業 4,615件、製造・販売業等 2,427件、集団給食施設 471件）
- 食品等の検査計画件数　1,210件（内訳：国産品 1,134件、輸入品 76件）
- と畜検査　と畜場に搬入される全ての家畜（牛、豚等）について実施（全頭検査）

➢ 食品事故発生時の危害の重大性等を考慮し、観光地等の集中監視を実施します。
➢ HACCPに沿った衛生管理に関する指導や流通食品等の検査を実施します。
➢ 重点監視指導項目を定め、重点的かつ効率的な監視指導を実施します。

【重点監視指導項目】

①食中毒防止対策
　食肉の生食や加熱不足、アニサキス等魚介類に寄生する寄生虫、ノロウイルス等による食中毒に対する防止対策の他、テイクアウトやデリバリーといった多様化する営業形態における食の安全性確保や有毒きのこ・有毒植物の誤食に関する注意喚起を行います。

②違反、苦情食品発生防止対策
　表示違反や規格基準違反対策として監視指導や検査を実施する他、異物混入事例発生時には事業者と協力し、原因究明・再発防止を行います。

③HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び検証
　大規模な広域流通食品製造施設やと畜場における「HACCPに基づく衛生管理」の適合確認、飲食店、小規模な食品製造施設、営業届出施設における「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の実施状況の確認、指導を行います。

食品等事業所への立入検査

【第４　監視指導の実施】

1　監視指導の基本的な事項

（1）食品等事業所への立入検査
　効果的かつ効率的な監視指導を実施するため、食品事故発生時の危害の重大性、取扱い食品、施設規模等に応じた対象施設別監視目標回数を定め、重点的又は集中的な立入検査を行います。

食品の検査

（2）違反・苦情食品発生防止対策
ア　表示違反対策
　加工食品及び添加物の表示について、食品表示基準への適合を確認します。
　さらに、児童生徒の食物アレルギーが増加している現状を踏まえて、「乳」、「卵」及び「小麦」について菓子等の流通食品の検査を実施します。

〈直近３年間の実績〉（R6年度は12月末現在）

立入検査件数

年度	飲食店	製造・販売業	集団給食	合計
6	4,600	2,049	418	7,067
5	5,633	2,596	312	8,543
4	5,035	2,863	210	8,108

食品検査件数（アレルギー物質）

年度	4	5	6
検体数	１５	7	8
検査項目数	５０	２６	２８
違反数	0	0	0

資料３

令和7年1月30日

アレルギー疾患医療連絡会議

学校現場のアレルギー疾患対策に係る研修会等実施状況について

長野県教育委員会事務局
保健厚生課　保健・安全係

令和6年度　アレルギー等研修会実施状況①

期　日	研修会名	内容	対象者
5月31日（金）	新規採用養護教諭・栄養教諭合同研修会	○学校における食物アレルギー対応について ・アレルギーの基本事項 ・校内研修実施について ・学校給食対応について	新規採用養護教諭 新規採用栄養教諭 新卒養護助教諭 新卒学校栄養職員
6月27日（木）	養護教諭研修会①（オンライン）	○エピペンの管理 ○学校体制整備について ・全教職員の連携 ・栄養教諭、栄養職員との連携	養護教諭 市町村教育委員会関係者
7月18日（木）	養護教諭研修会②		
8月30日（金）	養護教諭育成支援リーダー研修	○食物アレルギーに対する学校給食の対応 ・校内連携 ・書類の扱いについて	養護教諭育成支援リーダー

令和6年度　アレルギー等研修会実施状況②

期　日	研修会名	内　容	対象者
9月17日（火）	義務校長マネジメント研修	○医薬品の管理 ○食物アレルギー等学校体制整備について	学校長
10月24日（木）	義務教頭マネジメント研修	○医薬品の管理 ○食物アレルギー等学校体制整備について	教頭
10月29日（火）	栄養教諭・学校栄養職員研究協議会	○食物アレルギー対応等における養護教諭との連携 ・校内連携 ・書類の取り扱い ○食物アレルギーの現状と学校における対応について	栄養教諭 学校栄養職員
11月19日（火）	養護教諭研究協議会①（オンライン）	○エピペンの管理や学校体制整備について	養護教諭 市町村関係者
11月22日（金）	養護教諭研究協議会②		

文部科学省補助事業

アレルギー講習会実施状況

主催：日本学校保健会　共催：長野県教育委員会　後援：長野県学校保健会

期　日	内容	対象者
令和３年11月16日（火）	行政説明 「学校におけるアレルギー疾患に対する取組」 実践発表 「小学校における食物アレルギー疾患への対応」 講演 「学校におけるアレルギー疾患への対応」	国公私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、及び特別支援学校の管理職、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教育委員会指導主事　等
令和5 年10 月6 日（金）	行政説明 「学校におけるアレルギー疾患に対する取組」 実践発表 「誤食事故から見直すアレルギー対応の実際」 講演 「学校におけるアレルギー疾患への対応」	
令和７年度実施を検討中		

令和6年度　健康相談支援体制整備事業について
（アレルギー関係のみ）

趣旨	児童生徒等の心身の健康課題の解決を図るためには、学校が専門医による医学的なアドバイスを受けることにより、チーム学校による支援体制につなげていくことができる。 ついては、医学的支援体制整備のため、専門相談医を委嘱し、健康相談の充実をはかる
専門医の委嘱	アレルギー科医師2人 長野県立こども病院　伊藤　靖典　医師 小池　由美　医師
相談対象者	児童生徒の健康相談に関わるすべての職員であるが、相談の窓口は養護教諭及び養護助教諭としている
相談方法	メールによる指導助言

令和7年1月30日

アレルギー疾患医療連絡会議

食物アレルギー対策に係る学校給食衛生管理指導や栄養教諭の研修会等ついて

長野県教育委員会事務局
保健厚生課　総務・学校給食係

令和6年度　衛生管理研修会実施状況

期　日	研修会名	内容	対象者
6月7日（金）	学校給食衛生管理推進研修会（オンライン）	・講義 「令和5年度の食中毒発生状況等について」 ・実践発表 ・学校給食におけるリスクマネジメント ・講演　「学校給食の衛生管理 なぜを追求する」	市町村教育委員会（学校組合）担当者、給食施設管理者、栄養教諭、学校栄養職員、栄養教諭・学校栄養職員のいない学校給食調理場の衛生管理責任者、調理員、夜間課程を置く高等学校の給食担当者、学校給食調理委託業者等
8月27日（火）	学校給食研究協議会（オンライン）	・学校給食におけるリスクマネジメント （食中毒、異物混入、食物アレルギー、 窒息事故等） ・ヒヤリハットの情報共有 ・書類の扱いについて	市町村教育委員会学校給食担当者、校長・教頭・場長等管理職、学級担任、給食主任、食育主任、保健主事、養護教諭、その他関係職員等
10月25日（金）	市町村学校給食担当課長会議(オンライン)	・学校給食を取り巻く現状と課題について ・事例発表　学校における食物アレルギー対応の課題 ・学校給食におけるリスクマネジメント	市町村(学校組合)学校給食主管課の課長等
10月29日（火）(第1回) 11月26日(火)(第2回)	栄養教諭・学校栄養職員研究協議会①②	・説明「食物アレルギー対応等の養護教諭との連携」 ・学校給食におけるリスクマネジメント （食中毒、異物混入、食物アレルギー、 窒息事故等） ・ヒヤリハットの情報共有、書類の扱いについて	栄養教諭、学校栄養職員

文部科学省事業 令和6年度学校給食の衛生管理等に関する調査研究

【目的】

「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）の趣旨の徹底を図ることを目的に、県内の学校給食施設を対象に衛生管理状況の調査を行うとともに改善指導を行う。

【調査方法】

県教育委員会は指導者を委嘱し、調査対象施設に派遣して衛生管理チェック表の項目について調査を行い、その結果等について施設の管理者、衛生管理責任者等と協議、指導を行う。

市町村（学校組合）教育委員会は、県教育委員会からの調査結果の報告を受け、指導のあった事項に対する改善方法や改善時期等について、調査報告書へ記載し、県教育委員会へ報告する。

県内8施設実施

調査日	曜日	市町村名	学校・施設名	教事
9月12日	木	軽井沢町	軽井沢町立軽井沢中学校	東信
9月20日	金	箕輪町	箕輪町立箕輪中部小学校	南信
10月1日	火	高山村	高山村学校給食センター	北信
10月10日	木	上田市	上田市丸子学校給食センター	東信
10月18日	金	飯山市	飯山市中学校給食センター	北信
11月1日	金	安曇野市	安曇野市中部学校給食センター	中信
11月12日	火	岡谷市	岡谷市立小井川小学校	南信
11月20日	水	朝日村	朝日村立朝日小学校	中信

衛生管理チェック表
（食物アレルギーに関する部分抜粋）

衛生管理チェックリスト			
関係諸帳簿の整備	□作業工程表は適切なものが作成されている。 （アレルギー対応食も記載されている。） 【基準　第3の1(4)③一】 【アレルギー：従事者マニュアルP70,77,78】	はい	いいえ
	□作業動線図は適切なものが作成されている。 （アレルギー対応食も記載されている。） 【基準　第3の1(4)③一】 【アレルギー：従事者マニュアルP70,77,78】	はい	いいえ
施設・設備	□食品の種類毎、調理の過程ごとに専用容器が十分にある。 また、アレルギー対応食の調理器具及び食器等が整備されている。 【基準　第2の1(2)②一】【アレルギー指針P23】	はい	いいえ

作業区分	□エプロン・履物等は作業区域毎に専用の物を使用している。 （アレルギー対応者も区別している。） 【基準　第3の1(4)③九】	はい	いいえ
	□アレルギーの原因となる食品の混入防止のため、専用室や作業スペース等が整備されている。 【アレルギー指針P27、39】	はい	いいえ
検収	□品質、鮮度、包装容器の状況、異物の混入、食品表示等を十分に点検し、記録した。 （アレルギー対応食品も確認し記録した。） 【基準　第3の1(3)一, 第5の1(5)】【アレルギー指針P27】	はい	いいえ
マニュアル等の活用	□アレルギー対応食調理にあたっては、「学校給食における食物アレルギー対応指針」を活用し、教育委員会等の方針に基づき調理場のマニュアルを策定している。 (文科省指針　H27.3 , 県指針　H27.2)	はい	いいえ

研修動画の作成について

資料4

背景

・医療従事者の人材育成に係る取組として、これまで長野県アレルギーセミナーを大塚製薬と共催で開催(オンライン開催)。今後も継続できるかは大塚製薬と相談。
・上記の取組とは別に、より多くの方にアレルギーの正しい知識、最新の治療法等について学んでもらう機会を確保するため、希望時間に動画を視聴することができるオンデマンド研修動画の作成について検討中。

実施方法について

実施方法(案)：講義を録画した研修動画を作成
動画は当課YouTubeアカウントにアップロード

予算(R7見込み)：講師２名分の報償費（県の規定額の2時間分×２人）

研修動画の作成について構成員の皆様からご意見お伺いしたい

①研修動画のニーズはあるのか　②作成する場合、対象者、動画の内容をどうするか　など